



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 25 日 (月)
号外第 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 監査公告 監査結果の公表 (7) 2

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成18年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成20年2月25日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）については、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行を適正かつ効率的に行っているか。

イ 県が原則として補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は単県補助金等を2,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）については、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行を適正かつ効率的に行っているか。

ウ 県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、施設の管理運営、出納その他の事務の執行を適正かつ効率的に行っているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、監査実施機関に出向き、関係書類、事務・事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を受けることを基本として実施した。

(3) 監査実施機関の数

区 分	監査対象機関の数	監査実施機関の数
出資団体	40団体	29団体
補助金等交付団体	91団体	44団体
指定管理者	19団体	12団体
合 計	120団体	60団体

注 合計の数値は、出資団体、補助金等交付団体及び指定管理者の数のうち、重複する団体の数を除いた数値である。

(4) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	石	差	英	旺
監査委員	井	上	耐	子

監査委員 伊 木 隆 司
 監査委員 伊 田 由 起 枝
 監査委員 伊 藤 保
 監査委員 稲 田 寿 久

2 監査結果

(1) 概 要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の支出事務、契約事務、補助金等の執行に関する事務、財産管理事務及び公の施設の管理運営事務等の処理について、不適正なものがあったので、その度合いが重大なものを(2)の実施機関別の状況に指摘事項として記載するとともに、これを改善するよう該当する団体を指導することを求めた。

また、次に掲げるものを注意事項(事務処理について改善を要すると認められる事項のうち指摘に至らない比較的軽易なもの)として、別途文書により該当する団体を指導することを求めた。

ア 予算事務

予算の流用手続の未了その他予算事務手続の不適正

イ 収入事務

収納現金の金融機関への預入遅延その他収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支出負担行為書の未作成その他支出事務手続の不適正

エ 契約事務

予定価格の未決定、契約書の未作成その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

変更承認申請書の未提出その他補助金等の執行に関する事務手続の不適正

カ 財産管理事務

物品台帳の未整備その他財産管理事務手続の不適正

キ その他

会計帳簿等の未整備、指定管理施設に必要な規程の不備その他事務手続の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 総務部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
		補助金等	
社団法人鳥取県人権文化センター (人権ひろば21)	平成19年11月27日	補助金等	30,821,330円
		指定管理	10,298,521円

注1 実施機関欄の()内は、指定管理者が管理する施設の名称であり、施設名につく「鳥取県(立)」の名称は省略する。以下同じ。

2 財政的援助等の概要欄の指定管理の項の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて指定管理者に支払った施設の管理運営業務に要した委託料である。以下同じ。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 企画部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
		出資金額	
		出資比率	
財団法人とっとり政策総合研究センター	平成19年11月27日	出資金額	1,100,000,000円
		出資比率	92.6%
		補助金等	90,275,820円

社団法人鳥取県私学振興会	平成19年12月13日	補助金等	97,794,440円
学校法人矢谷学園	平成19年12月20日	補助金等	559,401,316円
学校法人米子永島学園	平成19年11月30日	補助金等	371,189,482円
学校法人鳥取環境大学	平成19年12月25日	補助金等	23,080,000円
財団法人鳥取県情報センター	平成20年1月10日	出資金額	50,000円
		出資比率	50.0%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

ウ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 機 関	実 施 日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県文化振興財団（県民文化会館及び倉吉未来中心）	平成20年1月9日	出資金額	2,000,000,000円
		出資比率	100%
		指定管理	385,933,000円
財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（童謡館）	平成20年1月9日	出資金額	12,000,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	87,361,000円
鳥取県文化団体連合会	平成20年1月9日	補助金等	17,135,909円
財団法人因幡街道ふるさと振興財団	平成19年12月3日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.0%
		補助金等	1,482,925円
財団法人中海水鳥国際交流基金財団	平成20年1月10日	出資金額	150,000,000円
		出資比率	49.9%
財団法人鳥取県国際交流財団	平成19年12月13日	出資金額	400,000,000円
		出資比率	63.4%
		補助金等	38,996,557円
財団法人とっとりコンベンションビューロー（米子コンベンションセンター）	平成19年12月20日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		補助金等	41,827,780円
指定管理	91,703,129円		
財団法人鳥取県観光事業団（鳥取砂丘こどもの国、氷ノ山自然ふれあい館、東郷湖羽合臨海公園（引地地区（燕趙園及びその周辺をいう。）に限る。）東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）夢みなとタワー及びとっとり花回廊）	平成19年12月5日及び同6日	出資金額	500,000円
		出資比率	100%
		指定管理	671,602,000円
社団法人鳥取県観光連盟	平成20年1月9日	補助金等	29,092,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当す

る団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

〔指摘事項〕

水鳥公園内整備工事について、当該法人の財務規程により契約書の作成が必要であるにもかかわらず、契約書を作成しないまま請負業者に工事を行わせていた。(財団法人中海水鳥国際交流基金財団：所管 交流推進課)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

エ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人養和会	平成19年11月30日	補助金等	70,251,921円
社会福祉法人清和会	平成19年11月28日	補助金等	24,547,356円
社会福祉法人敬仁会	平成19年12月13日	補助金等	223,586,510円
社会福祉法人うわなだ福祉会	平成19年11月28日	補助金等	31,157,999円
社会福祉法人やず	平成19年12月3日	補助金等	31,296,208円
社会福祉法人宏平会(福原荘)	平成19年11月30日	補助金等	32,298,612円
		指定管理	58,186,000円
学校法人かいけ幼稚園	平成19年12月14日	補助金等	57,094,000円
財団法人鳥取県保健事業団	平成19年11月27日	出資金額	200,000円
		出資比率	28.6%
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	平成20年1月10日	補助金等	28,572,956円
財団法人鳥取県臓器バンク	平成20年1月10日	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.4%
		補助金等	7,166,855円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

〔指摘事項〕

平成18年度鳥取県結核予防費補助金について、補助対象とならない経費を算定基準額に算入していたため、補助金が過払となっていた。(社会福祉法人敬仁会：所管 健康政策課)

鳥取県保健事業団総合保健センター改装工事の契約手続において、当該法人の財務規程により決定することとなっている予定価格が決定されていなかった。(財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

オ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	平成19年11月28日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
財団法人鳥取県環境管理事業センター	平成19年12月20日	出資金額	66,700,000円
		出資比率	34.0%
		補助金等	19,181,303円

財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	平成19年12月20日	出資金額	600,000,000円
		出資比率	100%
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	平成19年12月20日	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.3%
		補助金等	23,893,405円
鳥取県住宅供給公社	平成19年12月25日	出資金額	4,000,000円
		出資比率	100%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

カ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
倉吉商工会議所	平成19年12月25日	補助金等	40,427,151円
境港商工会議所	平成20年1月10日	補助金等	30,164,246円
社団法人鳥取県トラック協会	平成20年1月9日	補助金等	108,486,000円
株式会社さかいみなど貿易センター	平成19年12月14日	補助金等	1,450,843,883円
財団法人鳥取県産業振興機構	平成20年1月9日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		補助金等	572,619,702円
千代三洋工業株式会社	平成20年1月9日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	40.0%
財団法人ふるさと鳥取県定住機構	平成19年12月20日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	13,141,963円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

キ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県農業協同組合中央会（農村総合研修所）	平成19年12月25日	指定管理	0円
財団法人鳥取県農業開発公社	平成19年12月20日	出資金額	296,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	27,218,600円
財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	平成19年12月11日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75.0%
		補助金等	25,693,318円
社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	平成19年12月11日	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0%

		補助金等	6,755,143円
株式会社鳥取県食肉センター	平成19年12月20日	補助金等	24,359,000円
大井手土地改良区	平成20年1月9日	補助金等	57,197,000円
株式会社鳥取林業サービス	平成19年12月25日	出資金額	48,000,000円
		出資比率	40.0%
		補助金等	1,743,251円
鳥取県東部森林組合	平成19年12月25日	補助金等	39,826,191円
鳥取県中部森林組合	平成19年12月25日	補助金等	125,330,918円
株式会社谷尾樹楽園(とっとり出合いの森)	平成19年12月20日	指定管理	33,460,800円
財団法人鳥取県造林公社	平成19年12月25日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	7,269,301,800円
財団法人鳥取県栽培漁業協会	平成19年12月13日	出資金額	218,000,000円
		出資比率	93.6%
		補助金等	40,246,000円
鳥取県漁業信用基金協会	平成19年12月20日	出資金額	255,450,000円
		出資比率	34.4%
		補助金等	1,024,422円

注 農村総合研修所の管理運営費用は、施設利用料等により賄うことになっているため、県は指定管理者に対し管理委託料を支払っていない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

ク 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県土地開発公社	平成20年1月10日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	16,470,416円
財団法人鳥取県建設技術センター	平成20年1月9日	補助金等	41,574,435円
境港管理組合(みなとさかい交流館)	平成20年1月10日	指定管理	43,904,976円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

ケ 企業局所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県ビルメンテナンス協同組合(みなと温泉館)	平成19年12月6日	補助金等	2,527,695円
		指定管理	0円

注 みなと温泉館の管理運営費用は、施設利用料により賄うことになっているため、

県は指定管理者に対し管理委託料を支払っていない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

コ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	
財団法人鳥取県教育文化財団(生涯学習センター)	平成20年1月10日	出資金額	100,000円
		出資比率	100%
		指定管理	64,848,000円
財団法人鳥取県育英会	平成19年12月3日	補助金等	24,456,322円
鳥取県高等学校体育連盟	平成19年12月11日	補助金等	23,495,716円
株式会社TKSS(米子産業体育館)	平成19年12月14日	指定管理	23,600,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

サ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施機関、実施日及び財政的援助等の概要

実施機関	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	
財団法人暴力追放鳥取県民会議	平成20年1月10日	出資金額	260,281,000円
		出資比率	58.4%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

第2 監査意見

1 総務部、文化観光局、福祉保健部、農林水産部共通

指定管理者が管理運営している施設の事業成果の分析評価について(行政経営推進課、人権推進課、観光課、子ども家庭課、生産振興課)

平成18年度に本格的に導入された指定管理者制度は、2年を経過しようとしている。

指定管理者が管理運営している多くの施設は、管理期間が3年となっていることから、県の各所管課は、指定管理者による運営の成果を検証し、その結果をもとに次の指定管理についての方針を定め、次回の指定管理者の選定準備を行うことが必要となっているところである。

鳥取県立人権ひろば21の指定管理者である社団法人鳥取県人権文化センター並びに鳥取県立鳥取砂丘こども国及び鳥取県立とっとり花回廊の指定管理者である財団法人鳥取県観光事業団と、県とのその施設の管理運営に関する協定書に定められている事業報告書の成果に関わる内容は、利用者数、料金収入及び業務の実施状況等、単に数値で表すことができるものが中心となっている。

しかし、それぞれの施設は単に集客数や料金収入の増加だけを目的として設置されているわけではなく、それぞれ公益に資するための目的を持って設置されているものである。

したがって、現状の内容の報告のみでは、県民にとってその施設が設置目的に沿って効果的に運営されているかどうか分からない。

については、県は、現在の指定管理者の状況のもとで、施設の設置目的に沿って効果的に運営されているかどうかを十分に分析評価した上で、次回の指定管理者の選定に当たっては、そうした点も選定基準に加味することを検討されたい。

2 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部、県土整備部、企業局、教育委員会共通

指定管理者制度における施設の管理運営上の課題の解決について（行政経営推進課、人権推進課、文化政策課、観光課、長寿社会課、子ども家庭課、公園自然課、農政課、生産振興課、森林保全課、空港港湾課、経営企画課、家庭・地域教育課、体育保健課）

鳥取県においては、指定管理者制度は平成18年度に本格的に導入されて以来、2年を経過しようとするところであるが、次のような課題があるものと思われる。

大多数の施設の管理期間が3年となっているため、指定管理者としては、管理期間終了後の職員の雇用に責任を持っていないことから、このことに不安を感じた職員から退職者が出ている。また、不安定な雇用などのため有能な専門職員の確保が困難な状況となっている。

指定管理者が管理する施設の修繕が必要となった場合、大多数の施設では、1件当たりの修繕費が50万円未満の場合の修繕は指定管理者の負担で行うこととなっている。しかし、1件当たりの修繕費が50万円未満であるという判断については、1箇所当たりか、契約1件当たりか等の基準の解釈が明確になっていない状況にある。このため、県との個別協議が長引き、結果として修繕が遅れ住民サービスが低下しているような事例も見受けられる。

これらの課題については、指定管理者が管理している多くの施設において同様の状況があると思われる。

については、県は、指定管理者が管理している施設について、これらの課題の解決に取り組みたい。

3 文化観光局

鳥取県立童謡館の展示コーナーの見直しについて（文化政策課）

財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（以下「童謡・おもちゃ館」という。）は、童謡・おもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的として、平成7年に設立されたものであり、平成18年度から指定管理者として、鳥取県立童謡館と鳥取世界おもちゃ館の複合施設であるわらべ館の管理運営を行っている。

このわらべ館1階部分は、鳥取県立童謡館となっており、同階にあるジャズ演奏家の遺品展示コーナーは、平成元年に鳥取市で開催された「'89鳥取・世界おもちゃ博覧会」をきっかけとした本県と同演奏家の親交により、平成14年3月に設置されたものである。

この展示コーナーは、わらべ館内の警備委託とは別に、展示物所有者の要請により、同所有者が指定した警備会社と委託契約を結んでいるなど、維持管理の経費がかさんでいる状況である。

また、この展示コーナーは、鳥取県立童謡館の基本理念とは必ずしも一致しているとは言えないこと、毎年実施している来館者アンケートでは、同コーナーの人気のないこと、経費がかかりすぎることなどから、廃止も含めて見直しを行う必要があると思われる。

については、県は、童謡・おもちゃ館と協議の上、展示コーナーの見直しについて検討されたい。

4 福祉保健部

財団法人鳥取県臓器バンクの機能強化について（医療政策課）

財団法人鳥取県臓器バンク（以下「臓器バンク」という。）は、当初、平成6年に財団法人鳥取県腎バンクとして設立され、平成11年に現在の団体に組織変更されたものである。この臓器バンクは、県内における臓器移植の普及のための啓発や臓器移植に係る臓器提供者の家族、医療機関及び社団法人日本臓器移植ネットワークとの連絡調整等を行っている。

県内で腎臓移植を待っている人は、平成19年8月現在で39人いるが、平成15年12月に腎臓移植が行われてから実績が全くない状況である。

県内においては、亡くなられた方の腎臓を移植できる医療機関は米子医療センターのみであり、また、脳死と判定された方の臓器を摘出できる医療機関は、鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院及び山陰労災病院に限られており、関係医療機関のほとんどは県西部に集中しているという実態がある。

しかし、臓器移植に係る重要な役割を担っている臓器移植コーディネーターが常駐している臓器バンクの事務局は鳥取市にあるため、臓器提供者が発生した場合、県西部に集中している関係医療機関との連絡や臓

器提供者の家族との面談など、関係者との緊密な連携がとりにくいと思われる。

については、県は、臓器バンクに対して、その事務局を関係医療機関が集中する県西部に移転し、関係医療機関と臓器バンクとの連携を一層緊密に図るとともに、機能を充実強化し、臓器移植を推進するよう働きかけられたい。

5 商工労働部

千代三洋工業株式会社の独身寮の有効活用について（労働雇用課）

千代三洋工業株式会社（以下「会社」という。）は、重度障害者の社会的、経済的自立を促進するとともに、地域の発展に寄与することを目的として、鳥取県、鳥取市及び鳥取三洋電機株式会社の三者が共同出資して設立した各種電子部品等の製造を行う重度障害者多数雇用事業所である。職員数は、平成20年1月1日現在、非常勤職員を含めて107名で、うち障害者は27名である。

この会社が平成5年の会社操業と同時に工場に隣接して設置した障害者向け独身寮は、平成17年3月以降は利用されておらず、現在は閉鎖されたままとなっている。

会社としては、入寮希望者が1、2名程度の場合は、今後も独身寮としての運営を再開することは困難であるとの意向のようである。しかし、寮内の各部屋とも十分利用できる状態であるにもかかわらず、未利用のまま放置されていることは望ましい状態であるとは言えず、例えば、障害者と健常者が一緒に利用するようなことも考えられる。

については、県は、会社に対して、関係機関による検討委員会の設置を求めるなどにより、障害者対応の施設の有効活用策について検討するよう働きかけられたい。

6 教育委員会

(1) 学生寮清和寮の入寮者の増加対策について（人権教育課）

財団法人鳥取県育英会（以下「育英会」という。）は、学生に健康で文化的な生活環境を与え、その経済的負担を軽減して修学を助けるとともに、学生の学業を奨励し、もって社会に有為な人材を養成することを目的とし、学生寮の建設及び維持管理、その他目的を達成するために必要な事業を行っている。

育英会が、東京都に設置している女子学生寮の清和寮は、平成19年4月1日現在、定員77名のところ入寮者が60名の状況であり、平成14年度以降定員割れが続いている。

これは、清和寮の存在や中途入寮が可能であるということが、広く県民に知られていないためではないかと思われる。

については、県教育委員会は、育英会に対して、県内の高校生が入学した時から清和寮の存在と中途入寮が可能であるということを知ることができるよう一層のPRに努めるなど、入寮者増加の方策を講じるよう働きかけられたい。

(2) 鳥取県高等学校体育連盟及び財団法人鳥取県育英会の事務処理に関する規程等の整備について（人権教育課、体育保健課）

鳥取県高等学校体育連盟においては、内規として補助金事務に関する「県補助事業会計事務処理規程」を定めているが、同規程第29条に規定する別紙様式が定められていない等、規程が不備な状況がある。さらに、文書処理に関する規程が定められていないため、補助事業に関する交付申請や実績報告等の文書について、起案から決裁後の文書の送付に至るまでの一連の事務処理の経過が不明であった。

また、財団法人鳥取県育英会においても、財務会計事務を処理するための規程及び文書処理に関する規程が定められていないため、補助事業に関する会計処理手続の根拠が不明な状況が見られた。さらに、財団として作成が必要な財務諸表も作成されていなかった。

については、県教育委員会は、これらの団体に対して、補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、財務会計事務を処理するための規程及び文書処理に関する規程の整備について指導されたい。併せて財団法人鳥取県育英会に対して、公益法人会計基準に基づく財務諸表の作成を指導されたい。